

就業不能保障特約条項 新旧対比表

改定後		改定前	
就業不能保障特約条項		就業不能保障特約条項	
(この特約の概要)		(この特約の概要)	
この特約は、下表の給付金を支払うことを主な内容とするものです。		この特約は、下表の給付金を支払うことを主な内容とするものです。	
	内 容		内 容
就業不能給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、所定の障害状態、他人による介護を必要とする所定の状態または5疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変または慢性腎不全）による所定の入院・在宅療養状態のうち、特約の型に応じて対象とする状態に該当したときに、一定の期間中、月ごとに給付金を支払います。	就業不能給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、所定の障害状態、他人による介護を必要とする所定の状態または5疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変または慢性腎不全）による所定の入院・在宅療養状態のうち、特約の型に応じて対象とする状態に該当したときに、一定の期間中、月ごとに給付金を支払います。
5 疾病初期入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、5 疾病により所定の入院または在宅療養をしたときに給付金を一時に支払います。ただし、特約の型がⅡ型またはⅢ型である場合に限り、支払います。	5 疾病初期入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、5 疾病により所定の入院をしたときに給付金を一時に支払います。ただし、特約の型がⅡ型またはⅢ型である場合に限り、支払います。
(中 略)		(中 略)	
第 3 条（給付金の支払）		第 3 条（給付金の支払）	
(1) （略）		(1) （略）	
(2) この特約において支払う 5 疾病初期入院給付金は次のとおりです。5 疾病初期入院給付金は、前条に規定する特約の型としてⅡ型またはⅢ型が選択された場合にのみ、これを支払います。		(2) この特約において支払う 5 疾病初期入院給付金は次のとおりです。5 疾病初期入院給付金は、前条に規定する特約の型としてⅡ型またはⅢ型が選択された場合にのみ、これを支払います。	
支払額	特約給付金月額×2	支払額	特約給付金月額×2
受取人	被保険者（被保険者以外の者には変更することはできません。）	受取人	被保険者（被保険者以外の者には変更することはできません。）
支払事由	被保険者が次の①および②のすべての条件を満たしたとき。	支払事由	被保険者が次の①および②のすべての条件を満たしたとき。

就業不能保障特約条項 新旧対比表

改定後		改定前	
	① 本条(1)①の第1回就業不能給付金の支払事由ウ.(ア)に該当したこと。 ② 前①において医師(※1)によって診断された5疾病(※2)の治療を目的として(※3)、この特約の保険期間中に病院または診療所(※4)において入院(別表10)をしたこと。 <u>ただし、前①において医師(※1)によって診断された5疾病(※2)を直接の原因として、この特約の保険期間中に在宅療養(別表11)を開始し、かつ、その在宅療養がこの特約の保険期間中に60日を超えて(※5)継続した(※6)と、医師(※1)によって診断されたときは、前②に該当したとみなします。</u>		① 本条(1)①の第1回就業不能給付金の支払事由ウ.(ア)に該当したこと。 ② 前①において医師(※1)によって診断された5疾病(※2)の治療を目的として(※3)、この特約の保険期間中に病院または診療所(※4)において入院(別表10)をしたこと。 (新 設)
(※1) 日本の医師の資格を持つ者をいい、顎口腔領域における疾病の診療については日本の歯科医師の資格を持つ者を含みます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。 (※2) 本条(1)①において医師(※1)により病理組織学的所見(※7)によって診断確定(※8)された悪性新生物(別表2)を含みます。 (※3) 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院、入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院等は、「治療を目的とした入院」には該当しません。 (※4) 「病院または診療所」とは、次の①または②のいずれかに該当したものとしします。 ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者が入院するための施設を有する診療所。介護保険法に定める介護医療院は含まれません。 ② 前①の場合と同等の日本国外にある医療施設 (※5) <u>在宅療養(別表11)を開始した日からその日を含めて計算するものとします。</u> (※6) <u>在宅療養(別表11)を行った期間の日数が連続して60日を超えることを必要とします。在宅療養を行った期間が中断したときは、同一の5疾病により在宅療養を再度行う場合であっても、その中断前後の在宅療養は「継続した在宅療養」とはいいません。</u> (※7) 生検を含みます。		(※1) 日本の医師の資格を持つ者をいい、顎口腔領域における疾病の診療については日本の歯科医師の資格を持つ者を含みます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。 (※2) 本条(1)①において医師(※1)により病理組織学的所見(※5)によって診断確定(※6)された悪性新生物(別表2)を含みます。 (※3) 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院、入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院等は、「治療を目的とした入院」には該当しません。 (※4) 「病院または診療所」とは、次の①または②のいずれかに該当したものとしします。 ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者が入院するための施設を有する診療所。介護保険法に定める介護医療院は含まれません。 ② 前①の場合と同等の日本国外にある医療施設 (新 設) (新 設) (※5) 生検を含みます。	

就業不能保障特約条項 新旧対比表

改定後	改定前
(※<u>8</u>) 病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。 (3) (略) (4) 当会社が第1回就業不能給付金の請求を受け、第1回就業不能給付金を支払うこととなったときは、第1回就業不能給付金の支払事由が生じた日より後に到来する保険料期間に対応するこの特約の保険料の払込みを必要としません。 (5) (略) (6) 第1回就業不能給付金および5疾病初期入院給付金の支払は、5疾病の種類および支払事由の如何にかかわらず、この特約の保険期間を通じてそれぞれ1回を限度とします。 (7)～(8) (略) (注1)～(注3) (略)	(※<u>6</u>) 病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。 (3) (略) (4) 当会社が第1回就業不能給付金の請求を受け、第1回就業不能給付金を支払うこととなったときは、<u>次の①および②のとおりとします。</u> <u>① 第1回就業不能給付金の支払事由が生じた日より後に到来する保険料期間に対応するこの特約の保険料の払込みを必要としません。</u> <u>② 本条(2)の規定にかかわらず、被保険者が第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日より後に5疾病初期入院給付金の支払事由に該当しても、5疾病初期入院給付金を支払いません。</u> (5) (略) (6) 第1回就業不能給付金および5疾病初期入院給付金の支払は、5疾病の種類および支払事由の如何にかかわらず、この特約の保険期間を通じてそれぞれ1回を限度とします。 (7)～(8) (略) (注1)～(注3) (略)
第4条（給付金の支払に関する補則） (1)～(3) (略) (4) この特約の保険期間の満了時に被保険者の<u>在宅療養(別表11)または入院・在宅療養状態(別表9)</u>（以下、両者をあわせて「<u>在宅療養等</u>」といいます。）が60日を超えて(注3)継続していないことにより<u>5疾病初期入院給付金または第1回就業不能給付金が支払われない場合で、その後も引き続きその在宅療養等が継続し、その在宅療養等の継続日数が60日を超えた(注3)ときは、この特約の保険期間の満了時にその在宅療養等が60日を超えて(注3)継続したもの</u>とみなして、前条の規定を適用します。 (5)～(7) (略) (削除)	第4条（給付金の支払に関する補則） (1)～(3) (略) (4) この特約の保険期間の満了時に被保険者の入院・在宅療養状態(別表9)が60日を超えて(注3)継続していないことにより第1回就業不能給付金が支払われない場合で、その後も引き続きその<u>入院・在宅療養状態</u>が継続し、その<u>入院・在宅療養状態</u>の継続日数が60日を超えた(注3)ときは、この特約の保険期間の満了時にその<u>入院・在宅療養状態</u>が60日を超えて(注3)継続したものとみなして、前条の規定を適用します。 (5)～(6) (略) (7) 当会社が5疾病初期入院給付金を支払った後に、就業不能給付金の請求

就業不能保障特約条項 新旧対比表

改定後	改定前
(削 除) (8) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人の故意または重大な過失によって、在宅療養等が延長した場合には、当会社は、その影響がなかったときに相当する在宅療養等の期間を認定したうえで、前条の規定を適用します。 (9)～(12) (略) (注1)～(注2) (略) (注3) 在宅療養(別表11)を開始した日または入院・在宅療養状態(別表9)に該当した日からその日を含めて計算するものとします。 (注4)～(注6) (略) (削 除) (注7)～(注9)	を受け、就業不能給付金を支払うこととなった場合で、既に支払った5疾病初期入院給付金の支払事由が生じた日より前に被保険者が第1回就業不能給付金の支払事由に該当していたことが明らかとなったときは、当会社は、前条(1)の規定にかかわらず、就業不能給付金から既に支払った5疾病初期入院給付金を差し引きます。この場合、まず第1回就業不能給付金から差し引くこととし、差し引いた金額の累計が既に支払った5疾病初期入院給付金に達するまで、順次その次の回の就業不能給付金から差し引きます。 (8) 本条(7)の規定により差し引いた金額の累計が既に支払った5疾病初期入院給付金に達する前に主契約の保険金の請求を受け、その保険金を支払うこととなった場合で、第1回就業不能給付金の支払事由が生じた日より後に被保険者が主契約の保険金の支払事由に該当したときは、既に支払った5疾病初期入院給付金と本条(7)の規定により差し引いた金額(注6)との差額を既に支払ったこの特約の給付金とみなし、本条(6)の規定を準用して主契約の保険金または給付金から既に支払ったこの特約の給付金を差し引きます。 (9) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人の故意または重大な過失によって、入院・在宅療養状態(別表9)が延長した場合には、当会社は、その影響がなかったときに相当する入院・在宅療養状態(別表9)を認定したうえで、前条の規定を適用します。 (10)～(13) (略) (注1)～(注2) (略) (注3) 入院・在宅療養状態(別表9)に該当した日からその日を含めて計算するものとします。 (注4)～(注5) (略) (注6) 被保険者が主契約の保険金の支払事由に該当した日より前に支払事由が生じた就業不能給付金から差し引いた金額に限りします。 (注7)～(注9)
第5条 (複数の事由による在宅療養等の取扱い)	第5条 (複数の事由で入院・在宅療養状態となった場合の取扱い)

就業不能保障特約条項 新旧対比表

改定後	改定前
当会社は、被保険者が第1回就業不能給付金または5疾病初期入院給付金の支払対象となる在宅療養等を開始した時またはその在宅療養等が継続している間に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その在宅療養等の開始の直接の原因となった5疾病により、その在宅療養等が継続したものとみなして、第3条（給付金の支払）(1)①の支払事由^ウ. または同条(2)の支払事由の規定を適用します。 ① 5疾病を直接の原因として第1回就業不能給付金または5疾病初期入院給付金の支払対象となる在宅療養等を開始した時に、その第1回就業不能給付金または5疾病初期入金給付金の支払事由^ウ. の原因となる他の5疾病を併発していたとき。 ② 5疾病を直接の原因として第1回就業不能給付金または5疾病初期入金給付金の支払対象となる在宅療養等が継続している間に、その第1回就業不能給付金または5疾病初期入金給付金の支払事由^ウ. の原因となる他の5疾病を併発したとき。	当会社は、被保険者が第1回就業不能給付金の支払対象となる入院・在宅療養状態(別表9)となった時またはその入院・在宅療養状態が継続している間に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院・在宅療養状態の開始の直接の原因となった5疾病により、その入院・在宅療養状態が継続したものとみなして、第3条（給付金の支払）(1)①の支払事由^ウ. の規定を適用します。 ① 5疾病を直接の原因として第1回就業不能給付金の支払対象となる入院・在宅療養状態(別表9)となった時に、その第1回就業不能給付金の支払事由^ウ. の原因となる他の5疾病を併発していたとき。 ② 5疾病を直接の原因として第1回就業不能給付金の支払対象となる入院・在宅療養状態(別表9)が継続している間に、その第1回就業不能給付金の支払事由^ウ. の原因となる他の5疾病を併発したとき。
(中 略)	(中 略)
別表11 対象となる在宅療養 対象となる在宅療養とは、次の1. および2. の条件のすべてを満たした状態をいいます。 1. 医師(注1)による治療が必要であるため、医師(注1)の指示により自宅等(注2)において療養していること。(公的医療保険制度(別表12)に基づく医科診療報酬点数表(注3)により在宅患者診療・指導料(注4)の算定対象として列挙されている診療行為が自宅等(注2)においてなされる場合を含みます。) 2. 前1. の療養または受療に関して、医師(注1)の指示により、業務に従事することなく、自宅等(注2)において治療に専念することを必要とするものであること(注5)。	別表11 対象となる在宅療養 対象となる在宅療養とは、次の1. および2. の条件のすべてを満たした状態をいいます。 1. 医師(注1)による治療が必要であるため、医師(注1)の指示により自宅等(注2)において療養していること。(公的医療保険制度(別表12)に基づく医科診療報酬点数表(注3)により在宅患者診療・指導料(注4)の算定対象として列挙されている診療行為が自宅等(注2)においてなされる場合を含みます。) 2. 前1. の療養または受療に関して、医師(注1)の指示により、業務に従事することなく、自宅等(注2)において治療に専念することを必要とするものであること(注5)。

就業不能保障特約条項 新旧対比表

改定後	改定前
(注1) 日本の医師の資格を持つ者をいい、顎口腔領域における疾病の診療については日本の歯科医師の資格を持つ者を含みます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。 (注2) 老人福祉法に定める有料老人ホーム等を含みます。 (注3) 「医科診療報酬点数表」とは、診療行為がなされた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。 (注4) 往診料および救急搬送診療料を除きます。 (注5) 医師の指示に従わず、業務に従事し、または必要な治療を行わない場合は、対象となる在宅療養とはいいいません。	(注1) 日本の医師の資格を持つ者をいい、顎口腔領域における疾病の診療については日本の歯科医師の資格を持つ者を含みます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。 (注2) 老人福祉法に定める有料老人ホーム等を含みます。 (注3) 「医科診療報酬点数表」とは、診療行為がなされた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。 (注4) 往診料および救急搬送診療料を除きます。 (注5) 医師の指示に従わず、業務に従事し、または必要な治療を行わない場合は、対象となる在宅療養とはいいいません。
(後 略)	(後 略)

(注) 条項番号および注釈番号のみの変更は記載を省略しています。